

〔注〕平成19年3月から改正経過を注記した。

改正

昭和53年8月11日教委規則第5号

昭和54年6月14日教委規則第3号

昭和57年6月24日教委規則第7号

昭和61年2月20日教委規則第2号

平成6年3月10日教委規則第3号

平成12年5月25日教委規則第7号

平成13年2月21日教委規則第1号

平成16年3月12日教委規則第4号

平成17年1月31日教委規則第15号

平成18年3月10日教委規則第4号

平成19年3月13日教委規則第4号

平成20年2月18日教委規則第3号

平成21年5月29日教委規則第8号

平成24年6月28日教委規則第7号

平成26年3月7日教委規則第2号

平成26年12月19日教委規則第18号

令和5年5月30日教委規則第6号

中津川市立図書館規則

中津川市立学制実施80周年記念図書館規則（昭和34年中津川市教育委員会規則第2号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、中津川市立図書館設置条例（昭和33年中津川市条例第7号）に基づき、中津川市立図書館（以下「中央館」という。）及び蛭川済美図書館（以下「地域館」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成19年教委規則4号〕

（図書館資料の運用）

第2条 図書館法（昭和25年法律第118号）第3条による図書館資料（以下「資料」という。）の運用は、別に定める要綱により行うものとする。

一部改正〔平成24年教委規則7号〕

（開館時間及び休館日）

第3条 中央館及び地域館（以下「図書館」という。）の開館時間及び休館日は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、館長が必要と認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館日若しくは休館日を定めることができる。この場合において、館長はあらかじめ教育長の承認を得るとともに、その旨を3日前までに市民に広報しなければならない。

全部改正〔平成19年教委規則4号〕、一部改正〔平成24年教委規則7号〕

（資料の閲覧）

第4条 図書館は、所有する資料について、閲覧に供し、利用の相談を行う。

一部改正〔平成19年教委規則4号・24年7号〕

（資料の貸出し）

第5条 図書館の資料の貸出しは次のとおりとする。

- （1） 貸出しを希望する者に対し、個人貸出しを行う。
- （2） 前号に掲げる者については登録を受け、「図書館利用カード」を発行し、貸出しを行う。
- （3） 事業所、公共機関、各種団体等の責任者の申請によって団体貸出しを行う。
- （4） 市内に住所を有する重度の身体障がい者で、登録されたものに対し、郵送による資料の貸出しを行う。この場合において、郵便料金その他の費用は、市が負担する。

2 前項のほか、貸出しについては別に定める要綱により行い、その他必要な事項は館長が定める。

一部改正〔平成19年教委規則4号・20年3号・24年7号・26年18号〕

（資料の寄贈）

第6条 資料の寄贈申出があった場合は、館長がこれを受けすることができる。

一部改正〔平成19年教委規則4号・20年3号・24年7号〕

（資料の寄託）

第7条 資料の寄託申出があった場合は、館長がこれを受けすることができる。

一部改正〔平成19年教委規則4号・20年3号・24年7号〕

（禁止及び賠償）

第8条 この規則又は館長の指示に従わない者に対して、館長は資料及び施設の利用を制限又は禁

止することができる。

- 2 資料の亡失、汚損及びき損した者に対して、館長はその賠償を求めることができる。

一部改正〔平成19年教委規則4号・20年3号〕

(委任)

第9条 この規則の施行について、必要な事項は教育長が別に定める。

一部改正〔平成19年教委規則4号・20年3号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(蛭川村の編入に伴う経過措置)

- 2 蛭川村の編入の前日に、蛭川村済美図書館規則（昭和39年蛭川村規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和53年8月11日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年9月5日から適用する。

附 則（昭和54年6月14日教委規則第3号）

この規則は、昭和54年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年6月24日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年5月18日から適用する。

附 則（昭和61年2月20日教委規則第2号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月10日教委規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成12年5月25日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年2月21日教委規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月12日教委規則第4号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月31日教委規則第15号）

この規則は、平成17年2月13日から施行する。

附 則（平成18年 3 月10日教委規則第 4 号）

この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月13日教委規則第 4 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 2 月18日教委規則第 3 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 5 月29日教委規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 6 月28日教委規則第 7 号）

この規則は、平成24年 7 月21日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項第 2 号の改正規定は、平成 24年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成26年 3 月 7 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成26年12月19日教委規則第18号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に本市に住所を有し、住民基本台帳に記録された者で「元気カード」を提示するものに対する図書館の資料の貸出しについては、平成27年 3 月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則（令和 5 年 5 月30日教委規則第 6 号）

この規則は、令和 5 年 7 月15日から施行する。

別表（第 3 条関係）

名称	開館時間	休館日
中央館	(1) 火曜日から金曜日にあつては、午前 9 時30分から午後 8 時まで (2) 日曜日、土曜日及び国民の	(1) 月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日である場合はその日の翌日を休館とする。） (2) 図書館整理日（毎月末日。ただし、そ

	<p>祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、午前9時30分から午後6時まで</p>	<p>の日は日曜日、月曜日又は土曜日にあたるときは、その直前の平日）</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月4日まで</p> <p>(4) 蔵書点検期間（年間5日以内とし、別に館長が定める期間）</p> <p>(5) 2月第3火曜日</p>
地域館	<p>(1) 月曜日から金曜日にあつては、午前9時30分から午後6時まで</p> <p>(2) 土曜日にあつては、午前9時から午後5時まで</p>	<p>(1) 日曜日</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日</p> <p>(3) 12月28日から翌年1月4日まで</p> <p>(4) 蔵書点検期間（年間5日以内とし、別に館長が定める期間）</p>

追加〔平成19年教委規則4号〕、一部改正〔平成21年教委規則8号・24年7号・26年2号・令和5年6号〕